1. 通知書の見方

①年税額（=②+③+④）
今年度に納める市民税・県民税・森林環境税の総額です。
その1～その3で詳細な内訳を記載しています。

②普通徴収税額
年税額のうち、納付書（または口座振替）で納める税額で、第1～4期までの最大4回に分割したものです。
各納期限までに藤沢市公金取扱金融機関等（納付書裏面に記載）でお納めください。事前に口座振替の手続きをされている場合は、本通知右下記載の口座からの引き落としとなるため、納付書は同封しておりません。

③給与特別徴収税額
年税額のうち、給与からの天引きで納める税額です。その年の6月から翌年5月までの最大12回に分割し、給与の支払者が各月の給与から税額を天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。
※定額減税が適用される場合は6月分については徴収されず、7月分からの11か月で月割計算したものです。

④年金特別徴収税額
年税額のうち、公的年金からの天引きで納める税額です。年金に係る雑所得に対する税額で、年金支払者が年金支給月に公的年金から天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。前年度の⑤仮徴収税額（来年度分）に記載した金額よりも、今回計算した税額が低い場合は、④仮徴収税額（前年度分）には今回計算した税額が表示されます。※令和6年度については、森林環境税は10月・12月・2月の特別徴収分から徴収されます。

変更事由
税額が変更となり、通知書が出ることになった事由が記載されています。今年度初めて通知書をお送りする場合、事由は記載されません。

問い合わせ番号（通知書番号）
お問い合わせの際は、こちらの番号とお名前をお伝えください。

⑥既課税額
（過年度の通知のみ）
年税額のうち、既に市民税・県民税（税額決定）納税通知書もしくは特別徴収税額決定（変更）通知書にてお知らせしている税額です。

この通知は再交付することができません。紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は、所得（課税）証明書をお取りください。

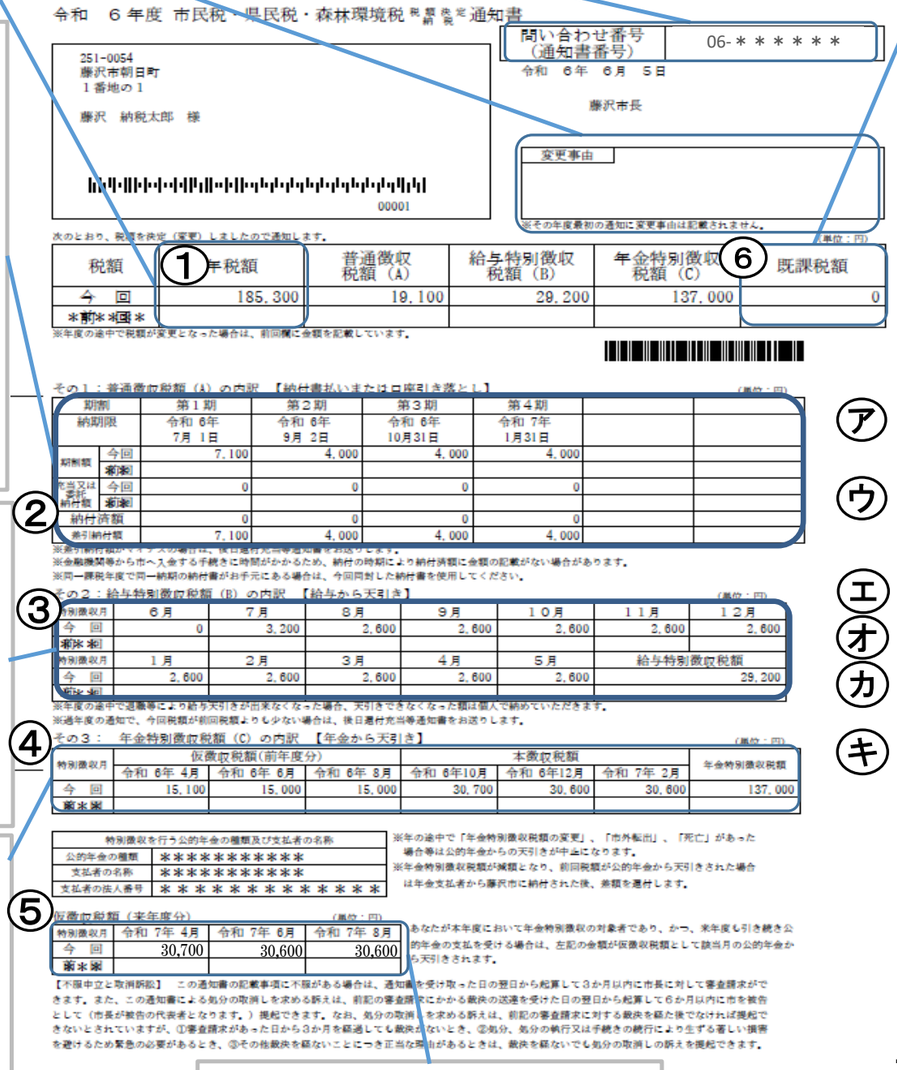

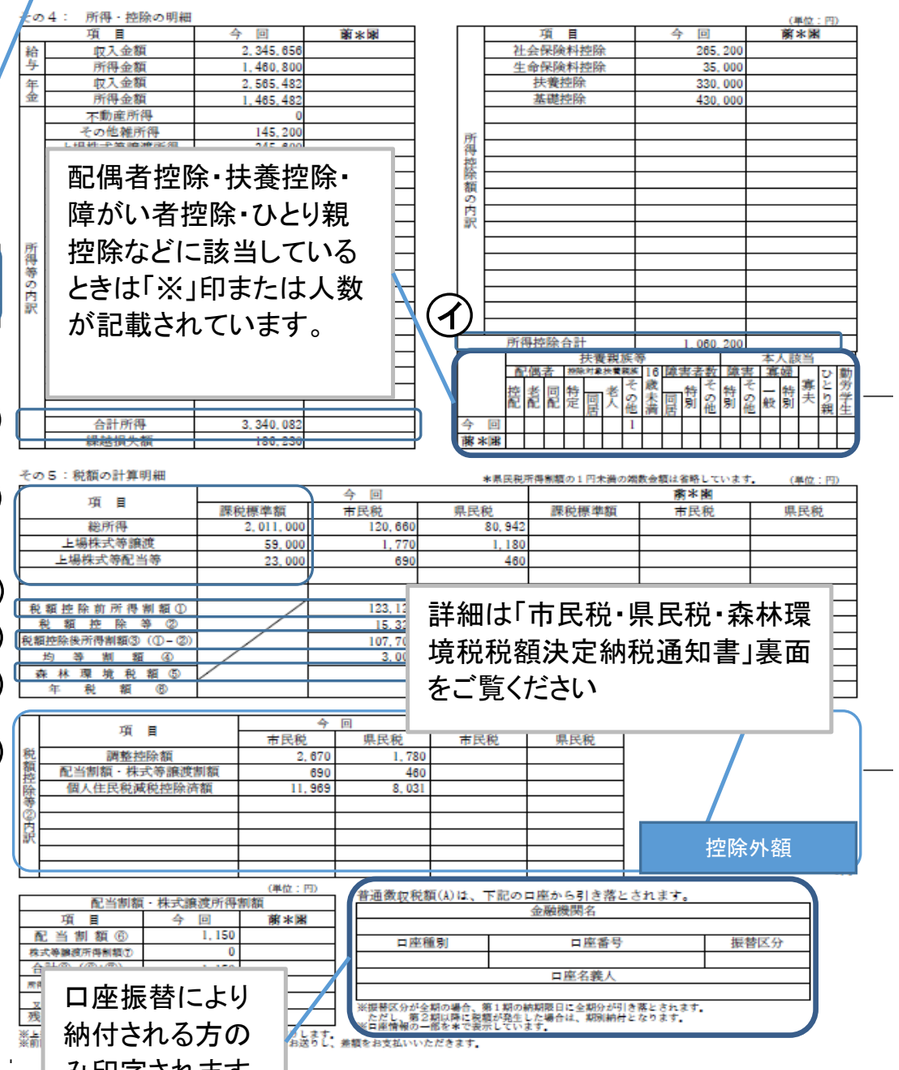

ア合計所得－繰越控除－分離特別控除－イ所得控除合計＝ウ課税標準額
ウ総所得×税率（市民税6%、県民税4.025%）＋
　分離所得×税率（所得種によって異なります）＝エ税額控除前所得割額
エ税額控除前所得割額－キ税額控除等（個人住民税減税控除を含む）＝オ税額控除後所得割額
オ税額控除後所得割額＋均等割額（市民税3,000円、県民税1,300円）＋カ森林環境税＝①年税額